

1. 件 名：四国電力株式会社による核燃料輸送物設計承認申請（MSF-24P 型及び MSF-32P 型核燃料輸送物）に係る面談（13）
2. 日 時：令和2年2月6日（木）11時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
高野上席安全審査官、山後安全審査専門職、甫出安全審査専門職
四国電力株式会社
原子力本部 原子力部 輸送・貯蔵グループリーダー 他3名
三菱重工業
原子力事業本部 機器設計部 プラント機器設計課 主席技師 他1名
5. 自動文字起こし結果：
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。時間となりましたので、それでは四国電力、核燃料輸送物の
0:00:12	設計承認の申請に関する事実確認の面談を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
0:00:26	規制庁のほうでございます。現在ですね、
0:00:32	えっと12月ですか、に私いただいた補正の内容、この辺の確認適合性の確認とかですね、その辺を実施しております。その中で、
0:00:49	とりあえずにまず技術的なことで2点というようなところでちょっとあの確認が必要と考えている項目が出ましたので、ちょっとその辺の確認を行いたいと思います。
0:01:06	1点目ですけども、えっとですね、
0:01:11	最低温度、時の健全性というか、規則で言いますと、外運搬の6条の第6条第4号かなと規則の画分で水槽物に関わる技術基準ということで、
0:01:30	11条第3項ということで、規格基準上はマイナス20度からマイナス40度から38度でこの容器BM型だということで、最低温度はマイナス20度だと。
0:01:46	ということがございますんで、一応ここに対してですね、これ要はその間亀裂破損のないことっていう書き方をされてますけども外気温度がその範囲で大丈夫なことにならないということが
0:02:02	規則の趣旨と我々は認識しております。
0:02:06	で、その上でですね、記載いただいているところで、
0:02:11	普通の
0:02:13	落下のところ以外はですね、モーターに外荷重がかかるとか圧力的な問題も当然、ほんで聞く報告問題ないということはわかりますし、設定されている設計圧力についてもそれが包絡できるような圧力だということは認識しておりますが、
0:02:30	これまでの何回かの面談で緩衝体分のところで御説明をいろいろいただいておりますけれども、それに対して
0:02:42	簡単に注釈は今回の補正の中で記載いただいているわけではありますけれども、説明がちょっと定性的すぎるかなというところがございますが明確になっ なにかし。
0:02:58	もう少し記載が必要かなというところで、当然その辺ご協議いただいているということはこちらわかっておりますので、それをが、
0:03:10	十分に書かれてないんじゃないかというふうに考えております。
0:03:16	えっとですね、対象部位はどこだった。
0:03:37	ここで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:41	木材へは
0:03:46	下がると硬さが上がるというところで、自由落下試験時の云々というふうな御説明がされてますけども、
0:03:56	少なくとも、どの程度上がるかとかですね、いうことは以前御説明いただいているという認識でおりますので、その辺はある程度定量的に書いていただきたいなど。
0:04:12	要は
0:04:13	／セットで何%か上がるということに対して、強度上は例えば比較対象となると、
0:04:25	A-5以降の応力評価とか何とかところで余裕率という形で出されてると思うんですけども、その辺で十分にそれ、それを回るこのこの設計は余裕があるということで、低温時もこうだというふうなことをはっきり
0:04:43	ここで、すばっと言っというていただきたいと。
0:04:47	非常に
0:04:48	何となくという感じがあります。
0:04:54	当然この
0:04:56	当然この安全解析書っていうか設計書に申請書の別紙自身がこれ自身を見て、今後、そしてやはり適応適合性の確認というところをあったということになりますので、そこはちょっと明確にしていただければと考えております。
0:05:15	それで、
0:05:21	四国電力の箇所でございます。ご質問の事実確認の趣旨というのは御理解させ、理解させていただきました。その上で、平成の上でも、御説明をさせているとさせていただいておりますので、その内容についてちょっと補足を踏まえながら、もう一度御説明させてた上で、
0:05:39	そういったこと同等で扱うちょっと議論させていただきたいと思っております。
0:05:47	はい。
0:05:51	了解しました。
0:05:55	ただ、必要と、こちらは考えているということだけのご認識いただきたいと思います。次ですけども、熱のところ、
0:06:06	67だ。
0:06:12	よく
0:06:17	そうですね。
0:06:20	うん。
0:06:21	そういうの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:23	これか。
0:06:33	SHO-BIの安全解析書の卸商B-19 ページ、20 ページのところに
0:06:42	人が近づくる最高温度評価条件ということで、規則でいう第 6 条第 2 号ハの要件に対する御説明というところであります。
0:06:58	この結果で
0:07:02	該当外面の最高温度というところで 99 度とかですね。ええと。
0:07:08	当どこだと何かトライオンが 100、103 って、
0:07:21	一部近接可能な温度が来ま 80 基準である 85 同行していると。
0:07:31	いうところがございます。ここですね、
0:07:36	規則を見ますとですね来近傍をつけると近接防止金網をつけて超える場合は近接防止カーナビの表面が 85° を超えないことということが書かれています。
0:07:52	規則で規定されてますんで。
0:07:56	ただその前の説明で堂々と御説明の中で 85° を超えますよと。で、単に近傍つけますと、だから問題ありませんということではなくて、やはりどんな形にする、近傍の温度が
0:08:12	何とかとそうじゃないと、実際、その 38 条なるほどないと考えられますけれども、要は規則基準に対して、85° を超えているが超えてないか近傍の温度を確認しない限りこんなわかんないですから、
0:08:28	そういう設計だと、要はこういう近傍という行為近傍手間近傍がここの位置にあるから近傍の温度何度だということをはっきり言っていたきたいと考えております。
0:08:39	どうだからそこがちょっと抜けているかなというところがございます。
0:08:49	小電力の箇所です。先ほどの質問と
0:08:53	あわせてまして主旨はご理解しました上でちょっと一遍ですね編集の説明をもう 1 回のさせていただきながらサイトそういったの系統さんの御趣旨も踏まえて回答させていただいて、今後対応は、
0:09:08	議論させていただきたいということをお願いいたしたいと思っておりますのでちょっと平時の二つコメントいただきましたので、弊社のほうからご説明させていただきたいと思えます。
0:09:56	四国電力のソガワです。まず 1 点目の御指摘をいただきました低温マイナス 20 度における
0:10:07	当緩衝体の木材の強度が上がる件につきましてですが、こちらは閉去年の支出。
0:10:16	昨年 7 月にご指摘をいただいております 9 月の面談におきまして回答させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	先ほどご説明いただきました通り、定量的に時説明した内容で申し上げますと、これまでの評価に比べて、設計加速度衝撃加速度が設計加速度に対して8%増加するということを御回答させていただいております。
0:10:41	それに対して設計余裕を持っておりますので、健全性に問題はないということをお返事させていただきましたので、この趣旨を申請書のまずはこの回答を持って御説明させていただいたというところで、
0:10:59	今回補正申請書に、
0:11:03	その確認しているということをお事実として今回補正で記載をさせていただいたというのがこちらの
0:11:10	考えでございます。
0:11:14	まず続きまして2点目の最高温度に関するこちらの考え方でございますけれども、
0:11:20	もともと家近接防止金網というものは容器から離れて接触をせずに取りつけるものでございますので、間に空気Jappが存在すると、なおかつ空気自体の伝熱、
0:11:35	もう金属等に比べると十分低いものですので、環境温度に比べて大きく上がるものではないということ。
0:11:45	そこからすべて85度以下であるというふうに設計承認申請書には記載をさせていただいているところでございます。
0:11:59	規制庁方法でございます。今ご説明いただいたことは十分に理解しての上で、ただ、
0:12:07	例えばですね、この中で事象のところ、
0:12:10	近接防止絡みどこにあるかで、要はこの衣装C-大南図から赤に来機種近接防止金具の書いてあるんですけども。
0:12:22	これだけではわかんないですよ。逆に言うと、
0:12:33	そうですね。
0:12:48	ここでい初代資産ずに、規制庁のほうでございます水晶大資産図のほうにこのように近接防止金網をつけるという措置をされるということはわかりますけれどもそっちではなくて、技術的に技術的にそこを超えないから、
0:13:06	調べたいというと85°を超えないから火傷しないんですよと、この濃度だから火傷しないですよ、というふうな趣旨でですね、やはり何がし、やっぱり追記が必要ではないかとこちらでは考えております。
0:13:27	規制庁のサンゴです。申請書の記載以上を85度以下であるというふうにして書いて結論づけているところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	その確認をするために具体的に近接防止か並みの温度が何度でやって85°であるというふうに確認をできないので、そこを明らかにしていただきたいということです。緩衝材の影響度につきましても、あの申請書上で読み取れないので、
0:13:55	そこに記載を明らかにしていただかないと説明資料そのものは申請書ではございませんので、すべて申請書に反映した形に申請書だけで読んでわかるようにしていただかないと、こちらではちょっとこの補足説明という資料をどういうものになっているかという難しいので、
0:14:14	そちらのほうを御検討いただきたいと思います。
0:14:20	施行燃料の箇所です。近接防止金網の件につきましてはもう少し定量的に示して欲しいいただきたいということが申請書に書いていただきたいと思います。二つの県がご要望があったと理解しております。
0:14:35	提案的な話につきましては85°以下っていうのは示すことは可能だと思っております。その
0:14:42	どういふふうに取り扱うかにつきましては、市の方でも点け度A1、こちらからゆえに回答してさせていただきました指導中に追記することも一つのこともできるのかなというふうに思っておりますので、ちょっと申請して書くというまではちょっと今のところ、
0:15:01	考えておりませんでしたのでちょっとその辺は
0:15:05	検討させていただきたいと思っております。
0:21:09	ピット的な話すいません規制庁のほうでございます。エリート的な話なんですけども、
0:21:19	どうかなと、もう少しちゃんと書いてもらったほうがいいんじゃないのを書いて書いたほうがいいんじゃないかという、
0:21:27	町内の意見があったところをちょっと申し上げます。
0:21:31	ですね、どれだ。
0:21:35	これか、むしろこちらね。
0:21:38	この東急コミュニティーではなく、
0:21:57	前回ご提出いただいた補正の中で、このような表現で、
0:22:04	はい。
0:22:05	書かれているところがあるんですけども、特別の試験条件というところであるんですけども。
0:22:16	こんなところ略さなくてもいいでしょうと、こういうところをしっかりと書いてくださいというふうな意見が出ております。
0:22:31	これ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:22	F5 施設も、
0:23:25	取替
0:23:26	以上でございます。あとはね。
0:24:38	まず、
0:44:57	何かなきゃいけない。
0:45:00	規制庁のほうでございます。いくつかリットルの話も含めてですね、ちょっと気づき点ということでちょっと申し上げました、一応定量的な話とかですね、基礎食うに直接定量的な基準が書かれてるものとかですね。
0:45:18	そういうところについては、明確にしていきたいというのがこちらの希望です。
0:45:26	合わせてやはり
0:45:28	この内容で先ほど班長のほうから話も出てましたけども、この内容で理解ができるかどうかという目線でいま一度ご報告いただきたいと思います。
0:45:43	別にこちら側で確認を止めるというつもりは全然ございませんので、それはちょっと申し添えておきます。
0:45:52	ですよ。
0:48:43	四国電力カシオです。先ほどいただきました来要望事項ATENA目線を含めて説明しちゃう説明できるようにという御趣旨も踏まえまして、再度持ち帰りまして検討させていただきまして対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
0:49:04	手帳コウノです。他に何かございますでしょうか。
0:49:13	そう。よろしければ、それで、今日の指摘を後からご検討いただいて、
0:49:21	ご対応いただくということでよろしく願いいたします。以上をもちまして、面談終了いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。